

第26表 1923年農会総代・役員階層別構成

	総 代	役 員
地主	759 (19.2)	523 (35.0)
自作	2657 (67.1)	889 (59.5)
自小作	129 (3.3)	3 (0.2)
小作	416 (10.5)	78 (5.2)
合計	3961 (100.0)	1493 (100.0)

『神奈川県農会報』第177号 (1923年8月) から

のであり、また地主・小作の協調組合や常設的な農業委員会の設置もみられないという特徴をもたらしただのである。

小作人の社会的進出 こうして地主・小作の対立が激烈な形をとらなかつたため劇的な様相こそみせなかつたが、小作人の社会的進出は進行し、農村社会には流動的な状況がしだいに

形成されていく。一九二三年、新農会法に基づき「婦人迄も参加して」といわれて実施された町村農会の総代および役員選挙の結果について階層別にみた第二十六表にあきらかなように、小作人は総代で一〇割余、役員で五割余をしめるにすぎなかつた。この結果は、当時、「小作人は選挙人数の多い割合に総代数が少い」「総代から選ばれた町村農会の役員の状況を見ると……(中略)……其の割合が小作農は半減し地主が一割方の増加であるのは要するに未だ地主の前に頭が上らない者が多い事を物語って居る」と評せられた(『横浜貿易新報』大正十二年七月十五日付)。しかし、

これを町村段階で見ると、また違った様相があらわれてくる。総代選挙の結果、地主の当選者に対し小作人の当選者が上まわつたか、同様である町村は、県下で四十五にのぼつた。こうした町村のなかには、中郡城島村や足柄上郡金田村など小作争議を経験した村がめだっている。そして中郡金目村(二十五名中十二名)、足柄下郡田島村(二十五名中十七名)のように、小作人が総代の多数をしめる村もあった。小作争議を経験し、小作人組合がつけられたような村落では、あきらかに小作農民の社会的進出がみられたのである。こうした動向は、「昭和二年農会総代選挙ニ方リテハ各地ニ於テ小作人中ヨリ相当多数ノ総代当選者(県下ヲ通シテ百三十六人)ヲ出シ漸次氣勢ヲ揚ケ昭和六年四月施行ノ農会総代選挙ニ際シテハ小作人中ヨリ百六十人(外自作兼小作農階級ヨリ千八十八人)ノ当選者ヲ出シ」(資料編13近代・現代③)といわれるように——この当選者数の階層別基準は

第2章 「大正デモクラシー」と社会問題

第27表 1925年青年団会長の種別

	男子青年団	女子青年団
会 員	45 (13. 1)	23 (13. 9)
小学校長	81 (23. 5)	68 (41. 0)
市町村長	30 (8. 7)	2 (1. 2)
小学教員	9 (2. 6)	57 (34. 3)
公 吏	16 (4. 7)	—
僧 侶	6 (1. 7)	—
名 望 家	157 (45. 6)	16 (9. 6)
合 計	344(100. 0)	166(100. 0)

『武相の若草』第18号 (1926年2月) から

一九二三年と相違しているものと思われるが——拡大していった。

また、町村会議員選挙においても「大正十四年村会議員選挙ニ際シ中郡金目村ヨリ小作人組合ヲ背景トセル議員当選人一名ヲ出シタルヲ初メトシ」(同前八巻、一九二九年選挙では、日農総同盟の支部から数名の当選者がでてゐる。一九二五年の選挙では、「殊に青年の団結による活躍と町村によつては小作者の結束が一大勢力となつて地主側の候補者に対抗するので宛然農村は地主小作の勢力争ひの如き觀を呈してゐる」といわれ、その例として足柄下郡上府中村で、定員十二名に十八名が立候補し「此村は昨年末の小作關係が解決せぬので小作者の勢力が非常なる結束力を以て抬頭し結果を注目されてゐる」ことがあげられた(『横浜貿易新報』大正十四年三月二十七日付)。このような事例にみられるように、小作農民の社会的進出は、当選をえら

れないという結果に終わった場合もふくめて、農村社会に流動的な状況をつくりだしていったのである。

流動化する

青年たち

こうした流動状況の一端を、青年団の動向のなかにみてみよう。神奈川県下では一九二五(大正十四)年の段階で男子青年団が三百四十四団体・四万九千余人の会員であり、女子青年会も百六十六団体・一万八千余人の会員数を数えていた。いま、その会長にどのような人物が就任していたかをみると(第二七七表、男子青年団の場合には名望家が圧倒的に多く、小学校長がそれに次ぎ、会員から会長が選出されているものは一三割余しかない。女子青年会の場合も小学校長、小学校教員が圧倒的で、会員が会長に就任している団体はやはり一四割弱に過ぎなかった。

このように名望家優位の構成をとつた青年団のなにも、社会的関心の強まりや青

年としての連帯の要求が強まっていった。一九二四年から神奈川県青年団聯合会は、機関誌として『武相の若草』を発行したが、そこに掲載された投稿のなかにこのような傾向がしめされている。青年たちの、社会的・政治的関心が噴出する大きな契機は、普通選挙法の実現であった。「墮落した政治」からの「政界革新」の期待が語られるようになる。一九二五年一月二十日、高座郡新磯村の青年団は、春季総会を兼ねながら「擬国会」を開催していた。これまでもたびたび「自由爛漫な壇上の世界の開幕」が希望され、企画されながら実を結ばないでいたのである。団員の一部が総理大臣以下の政府委員となる。「文相鉄相外相など比較的吾が農村関係の浅い各省に首相兼任」である。一方、政党は「農民倶楽部」「青年労働党」「立憲青年党」「其の他中立党」が登場した。提出議案は「一、奢侈品課税」「二、国防充実案」「三、酒造撤廃案」の三件で、賛成演説・反対演説が闘わされたのである（『武相の若草』第七号、一九二五年三月）。

この「擬国会」は、当時の農村青年の希望と関心のありようを象徴的にしめしているといえよう。かれらは討論と学習に熱気をほとばしらせながら、政治の変革を焦点として社会改革の期待をたかまらせていた。その関心は、深まりゆく農村不況のなかで農村問題の解決へとしばられていた。普選による議会は「農民倶楽部」や「立憲労働党」など社会の下層とされた民衆各層の利害に表現と解決を与える場として考えられていた。こうして青年たちは、自分たちの生活を新しい開かれた方向へと打開する希望を高まらせていた。しかし、提出議案の第一、奢侈品課税の提案理由が「農村の若い青年男女が都会生活の華美に憧憬して、その天然の恵を捨て、都会に走るものを戒め、また農村の質朴を奨励する」（同前）とされていたように農本主義と勤儉力行主義への強い傾きもしめされていた。「国民精神作興に関する詔書」の影は青年たちに大きくかぶさっていたのである。状況打開への期待とエネルギーの噴出、伝統的「郷土」観念への回帰、この二つの流れが青年たちの内部で交錯して来た。

第六節 都市の発展と都市改造運動

一 本格化する都市問題

大気汚染 第一次大戦前の一九一三(大正二)年に、三十九万六千人余りであった横浜市の現住人口数は、大戦の好況をへ問題の発生 一九二〇年には、四十二万三千人に近づくまでに増加した。戸数では一九一四年の八万二千九百六十六戸か

ら、一九二一年の九万四千二百九十戸へ、一万二千戸近くの増加がみられたのである。横須賀市の場合も、市制施行当時の一九〇七年、人口十二万三千余、戸数二万五十六戸が、一九二〇年には人口十五万四千余、戸数二万八千九百七十四戸に達していた。

こうした人口の集積・集中は、県の工業総生産価額が全国第五位の位置をしめ、その中で機械工業・化学工業・特殊工業の比重が過半数となるにいたった大戦期の経済発展と結びついたものであった。人口の増加・集中と大規模重化学工業を中心とする京浜工業地帯の形成とがからみあいながら、都市問題の本格化をもたらしことになる。横浜市を中心に、急速に工場の進出がみられた橘樹郡下の鶴見・川崎地域、そして軍工廠をかかえる軍都横須賀市などには、公害・教育施設・水道・清掃・住宅などの都市化にともなう問題がひろがっていった。

工場の進出と住宅の増加のなかで、大戦期からめだってきたのは、悪臭・煤煙問題というかたちで報道される工場による大気汚染問題であった。それは個々の工場が発生源として特定され問題化する形をとった。しかも工場側がなんら有効な処置を

とらないために被害住民の深刻な運動が形成される場合がしばしばみられた。橘樹郡下の保土ヶ谷町にあった程ヶ谷曹達製造会社の煤煙問題はその典型である。工場が拡張に拡張を重ね、大工場となり、好況の中で昼夜運転をつづける一九一六年に問題は発生した。附近の樹木が枯死する様子をみせ、驚いた住民たちは程ヶ谷曹達工場の煤煙が原因であると防止を要求して交渉をはじめた。ところが数度にわたる交渉にもかかわらず工場側は、なんの措置もとらなかつたのである。憤激した住民によって米騒動のさなかの一九一八年八月十六日の夜、工場は焼き打ちにあった。当日、工場との交渉の報告が工場の正門前空地で行われたが、集まった群衆は工場の門の方へ進み投石するうちに、工場は出火し焼失したのである。暴動の主謀者として、この会合をよびかけた町会議員・学務委員など十二名が逮捕され起訴されるにいたつた。裁判で被告らは、煤煙被害の状況について「酸味のある吐気を催す様な風が来て、帷子部落かたびらの楓の樹は落葉し、桐の木は夏ながら赤く枯れる」「大豆程の煤煙が一面に降り、五、六寸も地上に積つた」と述べている（『横浜住民運動資料集成大正編』）。

深刻な大気汚染は一九二二〜二三年にかけて横浜市子安町で、大日本人造肥料・日本化学肥料・横浜化学工業の三社を発生源とする「有毒瓦斯」問題にもみられるが、この時期のもっとも大きな問題であつたのは浅野セメント川崎工場の降灰問題である。浅野セメント川崎工場は、深川工場が降灰問題をおこし住民に移転を約束せざるをえなくなつて建設されたものである。工場敷地は橘樹郡田島村にもとめられ、一九一七年七月から操業を開始した。この工場設置に対しても地元の田島村・町田村の住民の強い反対があつたのだが、操業開始とともに降灰被害が発生した。「周囲一方里に亘りて粉末飛散し稲田赤色を帯び、作物の成育を害して収穫半減の状を呈し、梨其他の農作物は素より人体に迄被害ある」の状態をていし、「西北風の際は海面に降灰し、養殖の貝類は死滅し、殊に同地の産物たる海苔には乾燥の際と海陸合せて大被害の虞」をもたらしたのである。県庁は予防装置をつけることを会社に勧告したようであるが、防止設備は設置されず、一九二三年には大師町会が、工場



昭和初年の川崎市堀ノ内の風景

川崎市立産業文化会館蔵

取締規則にもとづき、工場の停止を命ずるよう知事に意見書を提出するにいたった。浅野セメント側は、見舞金支給によって解決をはかり、一九二四年に一万五千円の見舞金支給・防塵装置の設置などの協定がひとまず結ばれた。しかしその後も被害はやまず、紛争がつづくのである（『京浜工業地帯公害史資料集』）。

こうして工場化の進行にもなつて大気汚染をはじめ公害問題のひろがりが見られたのであるが、それは大工場の進出のみでなく、住宅地化の進行とも関連するものであった。たとえば、横浜市内中村町の脂肪肥料製造化学工場の悪臭問題は、この典型例である。この工場は魚獣の腸を煮沸するので悪臭を発し住民は悩まされていた。ところが一九二二年四月に工場は火災を発生焼失した。工場主は工場の再建の出願を行ったが、これに対し「同地住民は再び土地の悪臭を放たれては今後新開地として発展上の障害」として陳情をはじめたのである。この工場は一九一二年に建設されたが「当時は民家も少く反対運動もなかったが、其後次第に発展して人家稠密」となったことが工場公害の問題をひろげる原因となつていたのである。

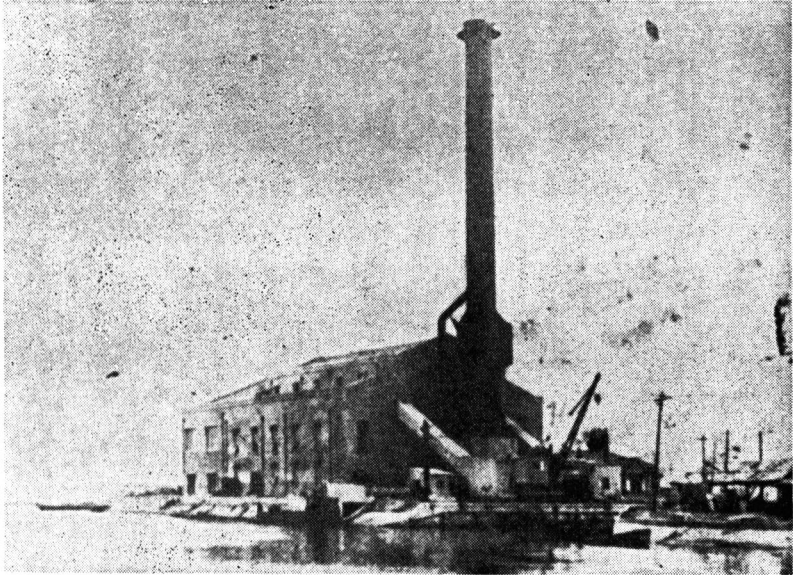
難問となつたゴミ処理 人口の増加にもない、生み出される塵芥じんがいの量は膨大になり、その処理は衛生上からも重大な問題となつてくる。この時期、

塵芥処理は県下の市部で解決困難な難問となつてきた。横須賀市では、市制施行にともない、一九〇九（明治四十二）年に市内の若松町に焼却場を竣工し

た。敷地三百五十坪、二連成炉の竈かまど一基で可燃物は焼却し、不燃物は海岸のすて場に投棄することで処理していた。もう一つ、逸見町の海岸に存在していたごみ焼場は、海岸が軍用地となって埋め立てられたため、一九一一年には廃止となり、若松町焼却場のみにたよって塵芥処理が行われていた。ところが若松町の海岸もしだいに住宅がたちならび、住民の衛生面からも、また海岸埋立ての関係からも移転がせまられるようになる。一度は山崎海岸へ焼却場の建設が計画されるが、着工にいたらぬうちに関東大震災にあい、若松町焼却場の継続使用を余儀なくされる。しかも、その間に山崎海岸方面も急速に発展して焼却場の候補地とすることができなくなり、新焼却場が建設されたのは、実に一九三四（昭和九）年のことであった（『横須賀市史』）。

横浜市の場合、問題はもっと深刻であった。一つの処理施設も設置されていなかったからである。一九一九年には一日に排出される塵芥は二百トンにのぼっていた。各戸からの搬出は請負業者にゆだねられ、百五十台の荷車で置場まで運ばれた後、三十隻の塵芥船で一部は千葉県まで肥料として運搬され、他は滝頭の埋立てとして海中に投棄されていた。

横浜市当局も、この塵芥処分には困却していたのであって、すでに一九一四年には、滝頭埠頭の突端の一部分を焼却場の敷地として業者に提供し、試験的に焼却を行うとの計画がたてられたこともあった。これに対し、根岸・滝頭・磯子の町民は反対運動を展開した。この住民運動を支持して、『横浜貿易新報』は次のように主張した。反対運動は「我横浜市の大局的統一の経綸の上より見て、寧ろ大いに感謝す可き理由」がある。今さら「試験的設備」をつくらんとするのも「市理事者」の「怠慢」をしめしているが、「斯かる試験的施設の為に、態々市是として我横浜市の保健的住宅地区と定めたる所の根岸、滝頭、磯子一帯の海岸を選びたる一事に至りては、吾人をして幾んど其非常識に驚嘆を禁ずる能はざらしむ」（大正三年六月二十六日付）。市理事者が、明確な都市計画をもたず、その場のしぎのやり方で住宅地区と考えられていた地域に焼却場をつくらうとすることが批判されたのであった。計画性をもたない都市化の進行がもたらす矛盾を、この塵芥焼却場問題はしめしていた。



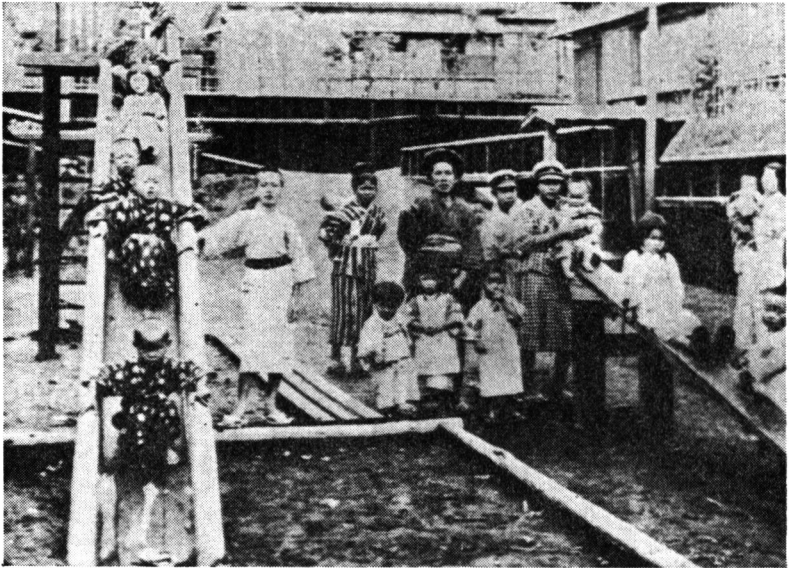
1928年6月現在の滝頭塵芥処理場

『横浜の清掃事業』から

したがって問題の解決は容易ではなかった。市当局も、一九一九年には焼却場設置以外に根本的な解決策はないとの態度をとるようになるが、その場所の選定は簡単にはいかなかった。根岸町の住民は、滝頭での塵芥処理に対し、一九一九年九月には、焼却・埋立ての中止を陳情し、その後も反対運動は継続していった（『横浜住民運動資料集成大正編』）。問題が山積するなかで一九二四年、市会は焼却炉の建築費をふくめ五十八万五千円の予算を可決し、敷地決定は不可避になった。根岸・滝頭・磯子地区をはじめ候補地としてあげられた地域の住民の反対運動がくりひろげられたが、結局、市会は市長に一任を決定、一九二六年に有吉忠一市長は滝頭突堤に決定して塵芥焼却場設置問題はやっと決着をみるのである。

深刻化する住宅難 第一次大戦のさなかから、めだちはじめた問題の一つが住宅難とそれにとまらぬ家賃の高騰の問題である。

大戦前までは、横浜の「市中目抜き」の場所に Toilet とか貸家とか言ふ貼札が目障りになる位に貼られ、一九一五年十月の調査では、市内の空屋数は住宅向きが六千四百十五戸、商家向きが千三百四十九戸で合計七千七百六十四戸も存在していた。それが、一九一



横浜市設住宅運動場

『社会時報』から

八年の末ごろには「市中に空屋らしいものが見当らない」「適当な家屋は勿論事務所にするような家屋迄も払底して一戸に二家族以上棲まったり二階借したり間借りしたりするような所謂同居連中が著しく増加して来た、店舗や事務所なども共同して使って居るようなものも決して少なくない」といわれる状況になっていた。しかもそれは、横浜市の棟数が一九一四年の四万八千八百八十五戸から一九一七年の五万二千二百二十六戸へ増加していながら生じた現象であった（『横浜貿易新報』大正七年十一月一日付）。

こうした住宅難は、家賃をめぐる紛争を引き起こすことになる。横浜市本町の俗称百軒長屋に住む借家人は一九一九年八月、家賃値上げを原因として紛争を起こした。この家屋には三十七戸が居住していたが、新たにこの家屋を買った酒商が、家賃倍額への値上げ、敷金五十円の納入をせまり、さもなれば、一週間以内の立ち退きをせまったのである。借家人の側は協議し、五割の値上げなら応ずるとしたが、家主はこれに応ぜず居住者一同にあげわたしを迫り、騒ぎになったのである（『横浜住民運動資料集成大正編』）。この紛争は、前の家主の調停でおさまったが、家賃値上げをめぐる紛争は

ひきつづき続発して「横暴家主」との声が高まることになっていった。

借地料をめぐる紛争もまたためだちはじめた。横浜市西戸部町では、二万五千余坪の地所を購入した東京土地建物会社が、その所有地の借地人に対し、一九二二年七月、実に二十割から五十割の地代の値上げを通告したことを契機に紛争がおこっている。驚いた借地人たち百五十余名は、総代人を選び会社と交渉したが、らちがあかず、借地人の大会をひらくなどする運動になっていった。紛争は、一か月以上もつづき、強硬であった会社側も値上げした地代から二割を値下げするとの妥協案がだされるにいった（『横浜住民運動資料集成大正編』）。

このように、家屋・地所の売買による所有者変更をきっかけとし、借地・借家料の値上げを原因とする紛争は、大きな問題となりつつあった。しかも問題は深刻化しながら、関東大震災をむかえることになるように思われる。一九二三年になると、横浜市富屋町で家賃値下げを要求する紛争が生じている。共同長屋に居住する七十七戸の借家人が、諸物価が下落する今日では、一畳あたり一円十銭から一円二十銭という家賃は、一円に値下げすべきであるとして差配人と交渉をはじめたのである。同長屋の「居住者はいづれも労働者のみ」で「要求の容れられぬ暁は長屋全部が結束して家賃を供託所に供託して、あく迄対抗する申合せ」をなしていたことにも問題の深刻化があらわれていた（同前）。

また、この年、横浜市社会課長が、借地・借家料値上げの幹旋にたずさわったことが問題化した。横浜市南吉田町に借地をもつ地主の依頼により、地代十割の値上げの交渉にたずさわった社会課長は、借地・借家人の側から「社会課長の位置にあつて此の無謀たる値上の運動をすることは公権の濫用だ」と憤慨され、交渉から手を引くように要求された。さらに、東京借家人同盟の代表におしかけられて、辞職を勧告される騒ぎになったのである（同前）。ここにも深刻化する住宅問題が、借地・借家人の側に社会的公正の感覚を高まらせていることがしめされていた。

二 都市改造の試み

「新都市論」の提唱

こうした都市問題の深刻化は、それへの対策を呼びおこすことになる。その中で、一連の本格的な都市計画・都市経営を提唱したのは、横浜貿易新報社社長の三宅磐であった。一九〇八（明治四十二）年に著書『都市の研究』を出版した三宅は、一九一〇年から横浜貿易新報社社長に就任し、横浜市政の当面する諸問題について次つぎと論説を発表していった。まず財源問題として日程にのぼってきたガス局払下げについては、原則的には「独占的事業の市営」を主張しながらも「其の直接経営を困難とし不便とするもの」は年限を限り私的経営に委託し、市民の利益を保つ「報償契約を結ぶ」を「権宣策」として、市会の財源調査委員会案に注文をつけつつ賛成した。また、横浜市第二次区域拡張については、現市内の設備改良を放棄して工場招致による繁栄策を無条件に推進しようとする動向として、きびしく批判した。一九一三年の市会選挙区制の議決を県知事が不許可とした自治権蹂躪問題では、横浜市民による自治権擁護運動を訴えた（山田操『京浜都市問題史』）。

こうして横浜市政を対象に都市経営と自治を主張してきた『横浜貿易新報』は、一九一四（大正三）年、「新都市論」と題する社説を連載する（二月十二〜二十一日付）。これは横浜市民が「横浜の新運命に就ては常に自ら講究し画策する」ための「資料を提供する」として「ホウエ博士が都市論」を掲載したものであった。社説は以下のように述べている。「都市には民主主義発芽し」「聡明なる政治的意識の覚醒」がみられる。また「都市は絶えず新事業を企て、新しき負担を引受けつゝあり、蓋し周囲の事情は都市を刺激し、百般の事物は都市に迫りて斯く為さざるを得ざらしむる」からである。この都市は、次のような事

業に着手しなければならぬ。狹隘なる住宅から広き郊外への移住を可能とする「家宅政策」、市民に休養を与えるために「公園、公衆浴場、運動場」などに加え「倶楽部や冬期娯楽場」などの公共施設、学齡兒童就学問題の解決へ、製造工場の監視、兒童への教科書・昼食の給与、交通機関の市有による交通費負担の減額、高等教育の普及と義務教育の実施、延長、さらに病人の看護制度、職業紹介所設置、工場の監督、等々である。これらによって「市民は之かために監督保護せられ、市を愛するの念養成」され、とくに「只数分間居酒屋に快を貪るの外、何等の慰安を得ざる幾十万の労働者に何物か之与へんとする」ことができる。

この社説は、市民が市政の担い手として自覚をたかめ都市経営が実行されることに明るい展望と期待をもちながら、その都市経営は都市下層階級を対象とする社会行政をふくんだものとして展開されねばならないとの見通しを与えるものであった。それは、京浜工業地帯の形成がはじまり、横浜への工場と労働者人口の集中とが進展しつつある状況に対応したものであった。こうした『横浜貿易新報』の主張は、一九一八年に連載された「新横浜の要求」(二月十四、十八日付)によりくっきりとあらわれている。「今日の横浜は、最早十年前の横浜に非ず」、その横浜に適應する施設がなされねばならない。では、その「新横浜」という由縁はなにか。「即ち今日の横浜は、四十五万市民を一団とせる横浜にして、而も其最大多数は、年々数万宛、断えず新たに加へられつゝある外来移住者たり」。だから「単り地主や家主と謂ふ階級のみを見ず、同時に是等の外来移住者をも包擁したる、四十五万市民全体を対象」とする施設経営がなされねば、それは「所詮時代遅れ」となる。このように第一次大戦下の人口の都市集中の現実をみすえながら、都市行政のあり方として、それが眼目としたのは、市政から「秘密を絶滅」すること、具体的には市会の常設委員制度の廃止であった。

こうして『横浜貿易新報』は、都市計画にもとづく都市改良の実施など抜本的な都市経営を主張しつつ、公設市場設置、職



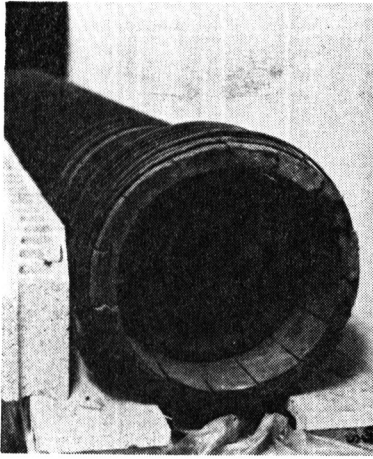
相沢託児園

『社会時報』から

業紹介所の設置、下層階級のための医療施設などの必要を主張する。とりわけ米騒動の後では、市民生活の危機について警鐘をならし社会政策の実行を強調するのである。

社会行政・都市計画の開始

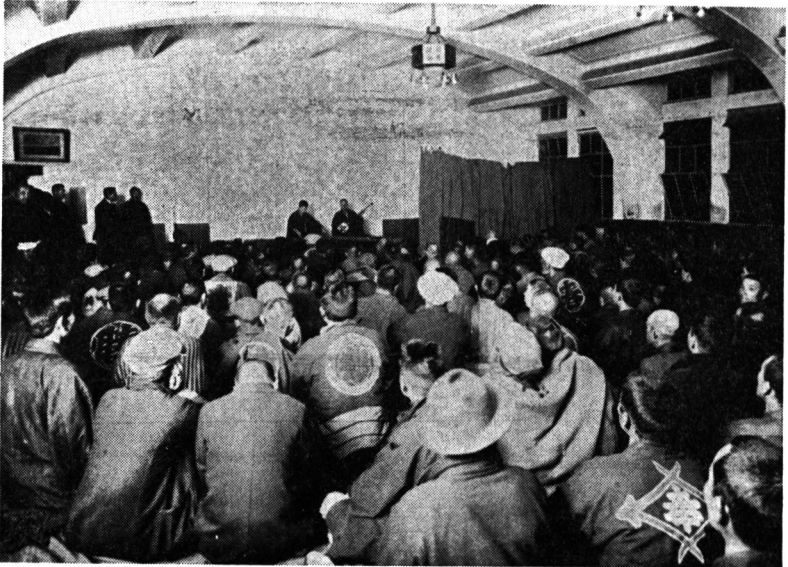
第一次大戦下の経済発展と人口の都市集中がもたらした社会矛盾の累積は、都市問題・社会問題への対応を、行政にとって不可避の課題としていた。物価騰貴による生活難の声は米騒動に先だって無視しえないまでにひろがり、横浜市では一九一八年はじめから民間有志らの手で木炭・米・味噌などの安売りがはじめられ、三月に野菜が暴騰すると市当局は県と協議して、その廉売が十日あまり実施された。次いで、米騒動が全国的にひろがる中で、八月十四日から県が、さらに県市が共同で外米の安売りを開始した。十月に県はこれを中止したが、横浜市当局はなお米廉売の必要をみとめ、この年の年末まで実施したのである。このようななかで公設市場の設置の計画が進められ、市内の富豪からの寄付金が集められ、十月三十日に市会で公設市場案が可決される。市内の青木町・西戸部町・南吉田町・北方町の四か所に公設市場が設けられ、販売を開始することになった(『横浜市史』第五巻下)。



川崎市内に埋設された木製の上水道管
川崎市立産業文化会館蔵

一九一八年、内閣は都市計画調査会をつくり、都市計画の推進をはかりはじめた。横浜市でも、市会は、市区改正、港湾設備と利用、交通運輸、衛生設備、教育及救済、財源調査などの市の改良を調査する横浜市改良調査委員会の設置と東京市区改正条例等の準用を決議した。一九一九年、原内閣は横浜市区改正委員を任命、横浜市にも市区改正局が設置されて市区改正事業がはじめられようとした。その四月に横浜市には大火災が発生した。関外埋立地の住宅密集地域にひろがった火事は関内にも飛び火し、面積にして約六万坪、戸数で三千余戸が焼失したのである。市は大火の善後措置を検討し、本来は第二期にあたっていた罹災地域の市区改正事業を第一期にくりあげ、道路幅の拡張・新設などを中心に事業を進めることにした。計画は、内務省の横浜市区改正委員会や市会で五月には可決され、復興が進められていった(同前)。

都市計画法の制定・施行にみられるように都市問題への対応は、大戦後には重要な政策課題としてとりあげられるにいたった。横浜市都市計画局長の坂田貞明は、一九二〇年、「大横浜」の建設をめざす都市計画の骨子を發表した。それは、横浜を中心に半径十二マイルを最大限の都市計画区域と想定し、関内・関外・野毛山・神奈川から東神奈川駅附近を商業地域、西平沼町・岡野町・鶴見川沿線・田島村などを工業地域、南吉田から堀割川附近・神奈川の埋立地附近を商工混合地域、他を住居地域と地域指定することを考えたものであった。また、都市計画の中核として第三期の港湾拡張を考え、上水道・ガス・電力の拡張計画の必要性を論じていた(山田操『京浜都市問題史』)。しかしながら、都市計画区域が一九二一年に決定したものの、商・工・住宅の地域指定は一九二三年まで決定にいたらなかった。市区改正事業も大火罹



横浜社会館娯楽室

神奈川県匡済会蔵

災地域で進行した以外は、財源難を主要な原因としてほとんど進行しなかった。都市計画は、その必要が叫ばれ、計画立案は着手されながらも、事業としてはほとんど実施されるにいたらずに関東大震災をむかえることになるのである。

ただ、深刻化していた住宅問題へは小規模ながら対策が進められていった。横浜大火の際に集められた罹災者救助金の一部によって一九一九年には市営住宅七十戸が建てられる。八月の市会では、政府の低利資金・神奈川県救済協会からの寄付を資金として、市営住宅約千戸を建設する議案が可決された。実際に建設されたのは、中村町・神奈川町・根岸町・西戸部町にあわせて四百戸余であり、当初の計画を大きく下まわることになるが、こうして市営住宅が成立することになった（『横浜市史』第五巻下）。また横須賀市においても、一九二一年に佐野・逸見・不入斗いりやまに市営住宅百十四戸が建設されたのをはじめ、一九二三年までに二百戸以上にのぼっていった（『横須賀市史』）。

また、横浜市は一九一九年一月に慈教課を発足させた。その取り扱う業務は、慈恵を目的とする、諸施設、施療、罹災救助、救護

所、公設日用品市場、済生会、恤救及共済に関する調査及び実行などとされ、やがて社会課と改称されていた。慈教課——社会課は、細民長屋調査を実施するほか、市営住宅建設・公設市場増設を担当し、また職業紹介所も設置していった。こうして都市では社会行政が展開しはじめたのである。

神奈川県匡済会の成立と事業

県もまた、米騒動を契機に社会行政に眼をむけることになった。有吉忠一県知事は、一九一八年八月、横浜市長久保田政周、横浜商業会議所会頭大谷嘉兵衛をはじめ市内の有力者を招集し、社会問題の研究の相談会をひらいた。県が実施した外米の廉売には、下賜金・内務省配当金・県下有志寄付金など、あわせて五十八万円余の資金が集まったが、約十二万円余が剰余金として残っていた。これを資金として、社会救済事業に関する団体として「神奈川県救済協会」を新設するとの方向がうちだされ、十月の会合では、設立趣意書・会則が検討され、十二月には役員を決定するとともに、有吉県知事はじめ有力者三十七名を設立者に社団法人としての設立認可を申請することになったのである。

救済協会は、「県下ニ於ケル細民生活状態ヲ調査シ其ノ救済方法ヲ講シ之カ実行ヲ期スルヲ以テ目的」とし、そのための事業として「救済ニ関スル各種ノ調査研究」「調査ノ結果ニ基キ必要ト認メタル事業ヲ実行」「救済ニ関スル行政ヲ翼賛」するなどを掲げ、事務所を神奈川県庁内においた団体であった。その後、一九一九年十二月には臨時総会で定款における目的を「一般社会状態及生活状態ヲ調査シ之カ匡済ノ方法ヲ講シ」に改め、会名も「神奈川県匡済会」と改めることになった（『社団法人神奈川県匡済会報告』第一輯・第二輯）。慈恵的救済団体から積極的社会改良事業団体への模様がえが、名称の変更にもつながったのである。

救済協会が行った事業は、県が一九一八年実施した米穀廉売の残米の実費販売、木炭の安売りや、「窮民」への木炭および餅代の「恵与」、悪性感冒流行に対する療費支出といった小規模の慈恵事業に他ならなかった。一九一九年七月の理事会で

諸種の社会事業に着手することとなり、とくに第一として内地米一萬石の買い付けをすることに決定した。米価が米騒動時よりも高値となり低落する気配もないので「人心動揺」をおそれ、事前防止の策をとることにしたのである。しかし、協会の資金が十萬円程度の現状では、こうした社会事業の実行は不可能であった。会員をはじめとして百萬元を目標に新たに寄付をすることとなった。有吉忠一にかわって県知事となった井上孝哉は会長に、大島直道県内務部長は理事に就任したばかりであったが、この計画に大いに賛成し、横浜市及び橋樹郡の著名な会社・工場・富豪に寄付を呼びかけ、四十六口、百四万千円の寄付が集められた。こうして本格的に社会的施設の実施にふみだしたのであるが、計画されたのは、中産階級および俸給生活者のための住宅供給と労働者階級を対象とする「労働者合宿所及附設事業」であった。前者は、横浜市が計画する住宅建設へ資金を交付することとなり、後者は、横浜市高島町に横浜匡済館として六百余名を宿泊させうる施設を建設することとなり、一九二一年五月横浜社会館と名称を改めて開館した（同前掲）。

匡済会が実施した施設は、この他、一九二〇年に川崎公設市場・鶴見公設市場の開設、一九二一年に川崎社会館の開所・川崎公設浴場の開場があり、一九二二年には横浜社会問題研究所を設置し、横浜港内の西波止場と日本波止場の二か所に沖仲仕休憩所が開所している。横須賀市では、若松町に市営の公設市場が一九二〇年設置され、また横須賀市職業紹介所が一九二二年から一般職業紹介を取り扱うようになっていった（『神奈川県社会事業概要』一九二五年）。横浜市営の諸施設、川崎・鶴見方面を中心とする匡済会の施設、横須賀市の施設をあわせてみると、県下の都市部では旧来の救済施設とは異なった社会行政が、きわめて貧弱ながらも関東大震災前に、その展開の緒につきはじめたといえるのである。